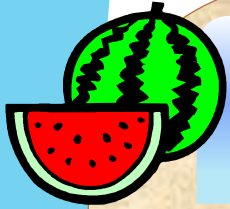




# 建廃協NEWS No28



## 建設廃棄物協同組合セミナー 廃掃法における欠格事由等

建廃協では、7月23日（水）京橋区民館において、顧問弁護士の佐藤泉先生をお招きし、セミナーを開催しました。佐藤先生はまず「廃棄物処理法は社会の厳しい目を受けて、大変厳しい法律となっている。行政処分を効率よく発出し処理業者を規制するため、欠格要件を定め裁量の余地なく許可取り消しが行えるようになっている。一方では、鉄鋼、セメントといった我が国の基幹となる産業の企業が廃棄物処理業許可を取得しており、規制対象となる企業は拡大しており、むしろ経団連から最も強く規制緩和が求められている。」と現状を紹介された後、事例を上げながらの分かりやすい説明が行われました。



講演の後、質疑が行われ、さらに認識が深まりました。講演、質疑を含めた要点は次の通りです。

### ★役員等に関する欠格要件・・・**就任前の5年間の確認が重要！！**

欠格要件の対象となるのは、役員、5%以上の株主、法定使用人です。これらの役員等に関して欠格要件に該当すれば事前通知なく無条件で許可取り消しとなります。

欠格要件は、破産等、廃掃法等一定の環境法令の罰金刑以上、その他の法令（道交法、安衛法等）での禁固刑以上を受け、確定後5年を経過しない者となっています。そのため、就任前5年間にそのような事由がないかを十分に確認しておくことが重要です。一方、就任中の行為については、刑が確定するまでに役員等を辞任することで取り消しを回避することができます。

### ★従業員の問題・・・**従業員の違反も許可の取り消しになり得る！！！！**

従業員の廃棄物処理法違反で罰金刑を受けた場合、両罰規定が適用され、法人が欠格要件に該当し、許可の取り消しとなります。従業員が法違反を犯すことのないよう、従業員教育を適正に行う必要があります。

また、欠格要件は一部に連鎖することもあり、その対策として持ち株会社（処理業許可を有しない）を設立することが行われていることも紹介されました。

これらの内容をよく理解して、思いもかけない許可取り消しとならないようご注意ください。



佐藤泉先生  
ありがとう  
ございました!!



# 新和环境(株) 自主管理システム新規スタート



7月25日(金)に新和环境株式会社埼玉リサイクルセンターにて、自主管理システムの新規パトロールを実施しました。

今回から新たに自主管理システムへの参加ということで、施設の概要や処理フローをはじめ二次処理先との契約状況、4月から情報公開しているすべての処分先のマニフェストの確認が行われました。また、帳票類確認の後は施設内の視察を行い、搬入からの荷の流れを順に視察しました。



確認後の質疑で話題になったのが、車両のダッシュボード上に掲示されていたチェックシートのようなものでした。その帳票は検品チェックシートで、搬入物と伝票内容の違いを一台一台チェックし、違いがあった場合は検品報告書を出し、営業に報告するそうです。その結果は営業対応から請求まで全てがシステムで一元管理されているため、施設側からも検品後の結果が100%確認できるのだそうです。その後も様々な情報交換を行い、自主管理システムの新規パトロールを終了しました。



今回の新和环境(株)の参加により、自主管理システムへの取組み組合員も11社になります。建廃協は今後とも「処理の見える化」を推進してまいりますので、ご支援のほど宜しくお願いいたします。

## (株)富士クリーン 水島エコワークス(株)

## 視察

7月31日(木)～8月1日(金)、組合の共同購買処分先として話を進めている株式会社富士クリーン(香川県)と水島エコワークス株式会社(岡山県)の視察会を実施しました。

富士クリーン(株)は廃プラ系可燃物をRPF燃料に製造しており、水島エコワークス(株)は可燃混合物をガス化熔融処理で資源回収している施設です。両施設とも最初に概要の説明をしていただき、その後施設を見学させていただきました。見学後は受け入れ条件など具体的な質疑が行われ、これから組合の共同購買先として契約を進めて行くことになりました。



9月12日(金)明治記念館に於いて「講演と交流の集い」を開催します。“建設汚泥の現状と未来”がテーマです。

お知らせ!

